

I 国民医療費の概要

1 国民医療費の範囲

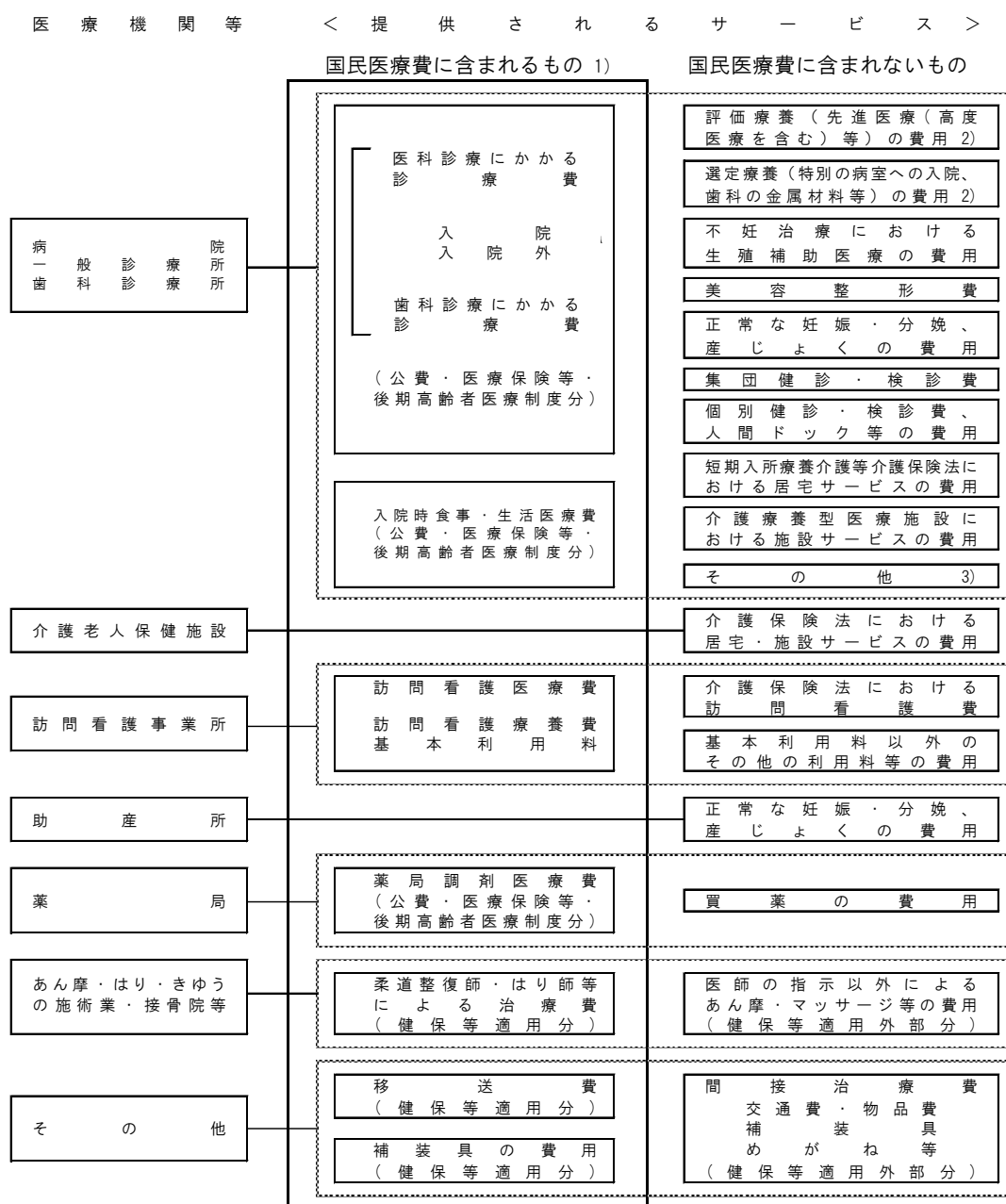
「国民医療費」は、当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したものである。

この費用には、内科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれる。

なお、保険診療の対象とならない評価療養（先進医療（高度医療を含む）等）、選定療養（特別の病室への入院、歯科の金属材料等）、不妊治療における生殖補助医療等に要した費用は含まない。

また、傷病の治療費に限っているため、(1)正常な妊娠・分娩に要する費用、(2)健康の維持・増進を目的とした健康診断、予防接種等に要する費用、(3)固定した身体障害のために必要とする義眼や義肢等の費用も含まない。

【国民医療費の範囲】



注：1) 患者等負担分を含む。

2) 保険外併用療養費分は国民医療費に含まれる。

3) 上記の評価療養等以外の保険診療の対象となり得ない医療行為（予防接種等）の費用。

2 推計方法の概要

国民医療費は、医療保険制度等による給付、後期高齢者医療制度や公費負担医療制度による給付、これに伴う患者の一部負担等によって支払われた医療費を合算したものである。

制度区分別国民医療費は、以下の(1)～(3)により算出した。

- (1) 公費負担制度によって国又は地方公共団体の負担する「公費負担医療給付分」、医療保険制度及び労働者災害補償保険制度等の給付としての「医療保険等給付分」及び高齢者の医療の確保に関する法律による医療としての「後期高齢者医療給付分」について、原則として当該年度内の診療についての支払確定額（高額療養費(高額医療費)を含む）
- (2) 患者等負担分のうち(1)の給付に伴う一部負担額の推計値
- (3) 患者等負担分のうち全額自費で支払った費用（自動車損害賠償責任保険による支払い、又は保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用の全額を自費で支払ったもの）の推計値

次に、上記国民医療費をもとに財源別国民医療費、診療種別国民医療費、年齢階級別国民医療費、傷病分類別医科診療医療費及び都道府県別国民医療費を、各種調査による割合を用いて推計した。

推 計 方 法 の 概 要	
1 制度区分	
(1) 公費負担医療給付分	各制度を担当する行政当局等の医療費の決算額（一部支払い確定額）及び地方公共団体単独実施に係る医療費の支払い確定額。
(2) 医療保険等給付分	○医療保険 各医療保険制度の「事業年報」、「事業統計」等の支払い確定額。 ○その他 各制度を担当する行政当局等の医療費の決算額。 労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、防衛省の職員の給与等に関する法律、公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付等。
(3) 後期高齢者医療給付分	後期高齢者医療制度の「事業年報」等の支払い確定額。
(4) 患者等負担分	○全額自費 推計患者数に1日当たり点数を乗じ、次いで1年間の総点数を算出し、全額負担分を推計している。 ○公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は後期高齢者医療給付分の一部負担 公費負担医療のうち生活保護法等は、「医療扶助実態調査」により本人の一部負担の割合を用いて推計し、患者負担としている。 被用者保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度は、各保険者の費用額から給付額及び保険優先公費負担額を除いた額を患者負担分としている。
(5) 軽減特例措置（70～74歳の患者の窓口負担の軽減措置に関する国庫負担分）	社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会の決算額及び支払い確定額。

推 計 方 法 の 概 要

2 財源

(1) 公費

次の①～④が含まれている。

①公費負担医療給付分

②医療保険、労働者災害補償保険法等及び後期高齢者医療制度による国及び地方の法定負担額

③医療保険に対する定額国庫補助額

④軽減特例措置の国庫負担額

(2) 保険料

国民医療費から公費と患者負担分等を除いたもの。

被用者保険は、各保険者の事業主と被保険者の保険料率に応じて按分している。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料（税）は被保険者に含まれている。

(3) その他

○患者負担

制度区分別の患者等負担分から自動車交通事故による自動車損害賠償責任保険の支払いを除いた額。

○原因者負担

公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付等による医療費、自動車交通事故による自動車損害賠償責任保険の支払い額。

3 診療種類

主として制度区分別国民医療費推計の際に分けている。ただし、支払確定額等から直接得られない場合は、各参考資料の比率に応じて按分している。

4 病院－一般診療所

入院－入院外別医科診療医療費を病院－一般診療所別診療点数に応じて按分している。

5 性・年齢階級・傷病分類

被用者保険、国民健康保険、生活保護法等の医療費を各参考資料の入院－入院外、性・年齢階級・傷病分類別構成割合に応じて按分している。

6 都道府県

国民医療費を患者住所地の都道府県別に推計している。

被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度等の医療費を、各参考資料の都道府県別医療費に応じて按分している。

なお、被用者保険等の医療機関所在地別で集計されている参考資料は、患者調査等を用いて患者住所地別へ県間移動調整を行う。

【主な参考資料】

1 制度区分

(1) 公費負担医療給付分

基金統計月報	社会保険診療報酬支払基金
衛生行政報告例	厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）
福祉行政報告例	厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）
介護給付費等実態統計	厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）
地方財政状況調査	総務省自治財政局

(2) 医療保険等給付分

○ 医療保険

健康保険・船員保険事業年報	厚生労働省保険局
国家公務員共済組合事業統計年報	財務省主計局
地方公務員共済組合等事業年報	総務省自治行政局
私学共済制度事業統計	日本私立学校振興・共済事業団
国民健康保険事業年報	厚生労働省保険局

○ その他

労働者災害補償保険事業年報	厚生労働省労働基準局
国家公務員災害補償統計	人事院職員局
常勤地方公務員災害補償統計	地方公務員災害補償基金
学校種別の災害発生状況・給付状況	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
基金統計月報	社会保険診療報酬支払基金

(3) 後期高齢者医療給付分

後期高齢者医療事業年報	厚生労働省保険局
-------------	----------

(4) 患者等負担分

○ 全額負担

患者調査	厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）
医療給付実態調査	厚生労働省保険局

○ 公費負担医療給付分・医療保険等給付分及び後期高齢者医療給付分の一部負担

医療扶助実態調査	厚生労働省社会・援護局
健康保険・船員保険事業年報	厚生労働省保険局
国民健康保険事業年報	厚生労働省保険局
後期高齢者医療事業年報	厚生労働省保険局

2 財源

財政構造表	厚生労働省保険局
国民健康保険事業年報	厚生労働省保険局

3 診療種類

健康保険・船員保険事業年報	厚生労働省保険局
国民健康保険事業年報	厚生労働省保険局
後期高齢者医療事業年報	厚生労働省保険局
国家公務員共済組合事業統計年報	財務省主計局
地方公務員共済組合等事業年報	総務省自治行政局
私学共済制度事業統計	日本私立学校振興・共済事業団

	基金統計月報	社会保険診療報酬支払基金
4	病院—一般診療所	
	基金統計月報	社会保険診療報酬支払基金
	保険医療機関別診療報酬審査決定状況	国民健康保険中央会
5	性・年齢階級・傷病分類	
	医療給付実態調査	厚生労働省保険局
	医療扶助実態調査	厚生労働省社会・援護局
6	都道府県	
	基金統計月報	社会保険診療報酬支払基金
	国民健康保険事業年報	厚生労働省保険局
	後期高齢者医療事業年報	厚生労働省保険局
	労働者災害補償保険事業年報	厚生労働省労働基準局
	患者調査	厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

3 用語の説明

制度区分

傷病の治療を受ける際の給付の制度による分類である。大きくは、公費負担医療制度による「公費負担医療給付分」、医療保険制度・労働者災害補償保険制度等の「医療保険等給付分」、後期高齢者医療制度による「後期高齢者医療給付分」、医療機関で治療を受ける際に患者が負担する「患者等負担分」に分類される。

財 源

制度区分別給付額等を各制度において財源負担すべき者に割り当てたものであり、公費、保険料、患者負担等に分類される。

公 費	公費負担医療制度、医療保険制度、後期高齢者医療制度等への国庫負担金及び地方公共団体の負担金
保 険 料	医療保険制度、後期高齢者医療制度、労働者災害補償保険制度等の給付額のうち、事業主及び被保険者が負担すべき額
そ の 他	患者負担及び原因者負担（公害健康被害の補償等に関する法律及び健康被害救済制度による救済給付等）
患者負担	医療機関で治療を受ける際に家計から支出する額

診療種類

医科診療医療費、歯科診療医療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費、療養費等に分類される。

医科診療医療費	医科診療にかかる診療費
歯科診療医療費	歯科診療にかかる診療費
薬局調剤医療費	処方箋により保険薬局を通じて支給される薬剤等の額（調剤基本料等技術料と薬剤料の合計）
入院時食事・生活医療費	入院時食事療養費、食事療養標準負担額、入院時生活療養費及び生活療養標準負担額の合計額

訪問看護医療費 療 養 費 等	訪問看護療養費及び基本利用料の合計額 健康保険等の給付対象となる柔道整復師・はり師等による治療費、 移送費、補装具等の費用
補 装 具	治療上必要と認められたコルセット、サポーター等の治療用装具の 費用
柔 道 整 復 師	骨折、打撲、捻挫、脱臼等の場合の柔道整復師による施術費（骨折 及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を 得る必要がある）
あん摩・マッサージ	筋麻痺や関節拘縮等の障害がある場合に、担当医が治療上必要と認 めたマッサージ（あん摩・指圧）師による施術費（医師の発行した 同意書又は診断書が必要）
は り ・ き ゅ う	神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩等の慢性的な疼痛がある場合に おいて、担当医が治療上必要と認めたはり・きゅう師による施術費 （医師の発行した同意書又は診断書が必要）

※ 医科診療医療費及び療養費等は平成 20 年度から項目を設けたもので、平成 19 年度以前は
一般診療医療費に含まれる。

病院—一般診療所

病 院	医師が医業を行う場所であって患者 20 人以上を入院させるための 施設を有するもの
一般診療所	医師が医業を行う場所であって患者を入院させるための施設を有 しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有する もの

傷病分類

傷病分類は、世界保健機関(WHO)の「国際疾病、傷害及び死因統計分類 (I C D)」に基づく「疾
病、傷害及び死因の統計分類（平成27年度までは I C D - 10（2003年版）、平成28年度以降は I
C D - 10（2013年版）に準拠）」を用いている。

なお、国民医療費では、「主傷病」を表章している。

4 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
推計数が表章単位の 1 / 2 未満、又は比率が微小の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(3) 人口一人当たり国民医療費は、総務省統計局「国勢調査」又は「人口推計」の総人口により
算出した。

統計表一覧

表 番 号	集 計 項 目				分 類 項 目										摘 要
	構 成 割 合	人 口 一 人 当 た り	対 国 内 総 生 産 比 率	対 国 民 所 得 比 率	制 度 区 分	財 源	診 療 種 類	入 院 一 般 診 療 外	病 院 一 般 診 療 所	性	年 齢 階 級	傷 病 分 類	年 次	都 道 府 県	
統 計 表															
1		●	●	●									○		国民医療費・昭和29年度～
2	●				○		○	○							国民医療費
3					○								○		国民医療費・昭和29年度～
4	●				○								○		国民医療費・昭和29年度～
5						○							○		国民医療費・昭和29年度～
6	●					○							○		国民医療費・昭和29年度～
7	●						○	○	○				○		国民医療費・平成20年度～
8	●	●					○	○		○	○				国民医療費
9	●	●									○		○		国民医療費・平成9年度～
10	●	●						○			○		○		医科診療医療費・平成20年度～
11	●	●									○		○		歯科診療医療費・昭和59年度～
12	●	●									○		○		薬局調剤医療費・平成15年度～
13								○			○	○	○		医科診療医療費・平成20年度～
14	●							○			○	○	○		医科診療医療費・平成20年度～
15								○		○	○	○			医科診療医療費
16	●							○		○	○	○			医科診療医療費
17		●					○							○	国民医療費